

政令第 号

水防法及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律  
の施行期日を定める政令

内閣は、水防法及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十七号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

水防法及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行期日は、平成十七年七月一日とする。

## 理由

水防法及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める必要があるからである。